

平成 23 年 4 月より

在職老齢年金の支給停止基準額が 46 万円に変更

60 歳以降、働きながら年金を受給する場合、給与と年金の合計額が一定額以上で年金の調整がされる制度

●調整対象の基準額

1、60 歳～64 歳

・月平均給与＋年金＝28 万円以下	→	年金調整なし
・月平均給与＋年金＝28 万円以上	→	年金調整あり

2、65 歳～69 歳

・月平均給与＋年金＝46 万円以下	→	年金調整なし
・月平均給与＋年金＝46 万円以上	→	年金調整あり

注 1) 月平均給与：(その月の標準報酬月額＋直近 1 年間の標準賞与額)÷12

注 2) 19 年 4 月以降、70 歳に達した方は 65 歳以上の方と同様の調整

●変更内容

1、60 歳から 64 歳

年金が 28 万円以下、月平均給与が 46 万円以上の場合

$$\text{22 年度} \quad (47 \text{ 万円} + \text{年金} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 + (\text{月平均給与} - 47 \text{ 万円})$$

$$\text{23 年度} \quad (46 \text{ 万円} + \text{年金} - 28 \text{ 万円}) \times 1/2 + (\text{月平均給与} - 46 \text{ 万円})$$

2、65 歳から 69 歳

月平均給与＋年金が 46 万円を超えたら、超えた金額の半分が年金調整

$$\text{22 年度} \quad (\text{年金} + \text{月平均給与} - 47 \text{ 万円}) \times 1/2$$

$$\text{23 年度} \quad (\text{年金} + \text{月平均給与} - 46 \text{ 万円}) \times 1/2$$

以上